

受託候補者審査基準

1 審査者

提出資料及び見積書について、次の者が審査する。

- 文化市民局共生社会推進室 共生社会推進室長
- 人権文化推進課長
- 啓発・事業調整課長
- 啓発係長
- その他職員 1名

計5名

2 審査基準

(1) 評価項目①

評価項目	評価のポイント	配点
① デザイン	【目的】 京都市人権文化推進計画で重要課題としている各人権課題を踏まえ、人権全体を大切にすることを呼び掛け、人権について改めて考えるきっかけとなるようなメッセージ性を感じる内容になっているか (参考)「京都市人権文化推進計画」令和元年度改訂版 https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000266881.html	20
	【周知効果】 インパクトがあり、伝えたい内容が分かりやすいか	20
	【視覚効果】 ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、配色やレイアウト等が配慮されているか	20
	【個性】 魅力ある独自の提案があるか	15
② 事業者	本委託業務を迅速かつ的確に遂行するために必要な実施体制・スケジュールが確保されているか	10
	提案事業者内で人権尊重 (SDGs を含む。)に関する取組が十分に行われているか	5
合 計		90

(2) 評価項目②

項目	評価のポイント	配点
京都市公契約基本条例との関係	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業事業者 (※)かどうか	10
見積金額	40点× (提案価格のうち最低価格/自社の提案価格) ※ 小数点以下第1位を四捨五入する。 ※ 予定価格を上回る場合は失格とする。	40
合 計		50

※ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

3 評価・選定方法

(1) 評価項目①

各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。(小数点以下第一位を四捨五入)

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。
B	0.8	満足できる。
C	0.6	平均的である。
D	0.4	満足できない。
E	0.1	劣っている。

(2) 評価項目②

見積金額については、2-(2)に記載のとおり評価点を配分する。

(3) 選定

ア 評価項目①に対する審査者の評価点合計に、3(2)により算出した評価点を加えた合計点(500点満点)により順位を決定し、第1順位となった応募者を受託候補者として選定する。

イ 第1順位の方が2人以上あるときは、評価項目①「①デザイン」の評価ポイントの評価点がより高い者を選定する。なお同点であれば、評価項目①「②事業者」の評価点がより高い者を選定し、同点となる場合は、審査員による協議において選定する。

(4) 最低制限

次の評価点合計を最低制限とし、最低制限の評価点合計を上回らなければ選定されない。

評価項目①450点満点(90点×5名)及び 評価項目②50点満点の合計500点の6割	300点
---	------